

第4章

保険金・給付金のお支払いについて

(1) 主な団体保険商品・特約と保険金・給付金

ご契約の保険種類と付加されている特約をご確認のうえ、お支払対象となる保険金・給付金をご請求ください。

商品	主契約および主な特約	死亡 保 険 金	高 度 障 害 保 険 金	災 害 保 険 金	災 害 高 度 障 害 保 険 金	障 害 給 付 金	入 院 給 付 金 (災害・傷害)	入 院 給 付 金 (疾病)	治 療 給 付 金	入 院 見 舞 給 付 金	手 術 給 付 金	放 射 線 治 療 給 付 金	3 大 疾 病 給 付 金
総合福祉団体定期保険	主契約・ヒューマン・ヴァリュー特約	○	○										
	災害総合保障特約					○	○						
団体定期保険	主 契 約	○	○										
	災 害 保 障 特 約			○		○	○						
	傷 害 特 約			○		○							
	災 害 割 増 特 約			○	○								
新団体医療保険	主 契 約	基 本 型					○	○		○	○	○	
		が ん 入 院 倍 額 型					○	○		○	○	○	
		入 院 限 定 型					○	○		○			
	3 大 疾 病 保 障 特 約												○
医療保障保険(団体型)	主 契 約(※1)	△					○	○	△				
団体信用生命保険(※2)	主 契 約	○	○										

※1 △についてはお支払対象となっている契約とお支払対象となっていない契約があります。

※2 団体信用生命保険に3大疾病保障特約などの特約が付加されている場合や、団体信用就業不能保障保険にご加入の場合、それぞれ該当する保険金・給付金があります。

ご注意

- 特約については、付加されている場合のみ、お支払対象となります。
- ご請求できる保険金・給付金は契約内容により異なる場合があります。取扱いに関しては、契約内容・約款をご確認ください。
- 共同取扱契約の場合で、当社が非幹事契約の場合は、幹事会社にご請求ください。
- 当冊子では、主な団体保険商品・特約についてご説明しております。

(2) 保険金・給付金をお支払いできない場合の代表例

保険金・給付金は約款（普通保険約款・特約条項）の規定にもとづいてお支払いしますが、支払事由を満たさない場合や免責事由に該当した場合などは、保険金・給付金をお支払いできないこともあります。以降で具体的な事例を記載しておりますのでご覧ください。

なお、記載の事例は、ご照会の多い事例を掲載しており、すべてのケースを示しているものではありませんのでご了承ください。不明な点がある場合は、当社担当者にご確認ください。

事例 1

入院給付金のお支払い (責任開始日と発病時期)

入院給付金は、一般にご契約（特約）の責任開始日以後に発病した病気、または発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合がお支払いの対象になるものと定められています。

したがって、責任開始日前に発病した病気や責任開始日前の事故を原因とする場合にはお支払いできません。

なお、責任開始日前に発病した病気や責任開始日前の事故を原因とする場合でも、責任開始日からその日を合せて2年経過後の入院など、約款に特に規定がある場合には、入院給付金をお支払いすることがあります。

新団体医療保険の例

お支払いする場合

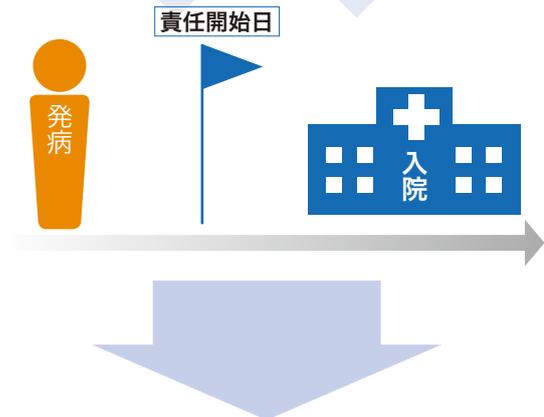
ご契約の加入後に発病した椎間板ヘルニアにより入院したケース



責任開始日後に発病した病気での入院は、入院給付金をお支払いします。

お支払いできない場合

ご契約の加入前より治療を受けていた椎間板ヘルニアが、ご契約の加入後に悪化し入院したケース



責任開始日前に発病した病気での入院には、入院給付金はお支払いできません。

※お申込みの際の告知などによって当社がその病気や傷害が生じていることを知っていたとしても、お支払いの対象となりません。

事例2

入院給付金のお支払い (入院日数の要件)

入院給付金をお支払いする商品（特約）はいくつかの種類がありますが、いずれもお支払いの要件となる入院日数を約款で定めています。被保険者が入院した日数が、この入院日数の要件を満たさない場合、入院給付金はお支払いできません。

お支払対象となる場合でも、商品（特約）によって免責日数の有無が異なり、お支払日数が相違します。

入院5日目から支払われるもの (継続して5日以上入院が条件)	・医療保障保険(団体型)
入院初日から支払われるもの (1日以上入院が条件。日帰り入院も含みます。)	・新団体医療保険
入院初日から支払われるもの (5日以上入院が条件)	・団体定期保険災害保障特約 ・団体定期保険交通災害特約 ・総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

総合福祉団体定期保険災害総合保障特約の例

お支払いする場合

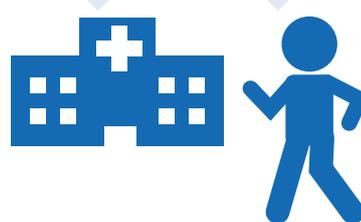
災害によって8日間入院したケース



5日以上入院について、入院日数に応じた入院給付金をお支払いします。

お支払いできない場合

災害によって4日間入院したケース



入院日数の要件(5日以上)を満たさないため、入院給付金はお支払いできません。

ご注意

日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。通院とは異なり、入院基本料の支払いの有無などを参考に、医療機関の診断書や領収書などを見て当社が判断します。

事例3

入院給付金のお支払い (支払日数限度)

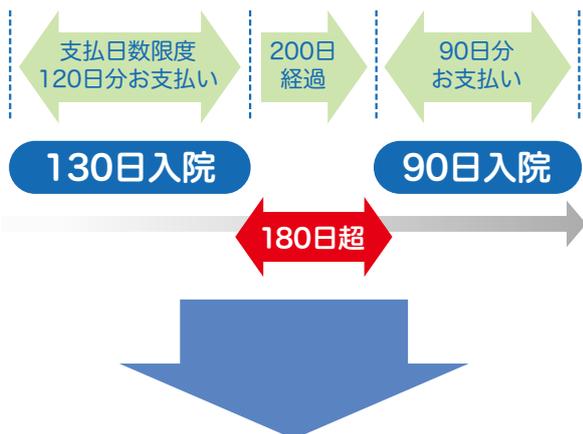
1回の入院に対して、支払われる入院給付金の支払日数限度が定められている場合、その日数を超えた入院については、入院給付金をお支払いできません。

同一の病気を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、原則として1回の入院とみなし、入院日数を通算します。ただし、前回の入院の退院日の翌日から180日経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

新団体医療保険(120日型)の例

お支払いする場合

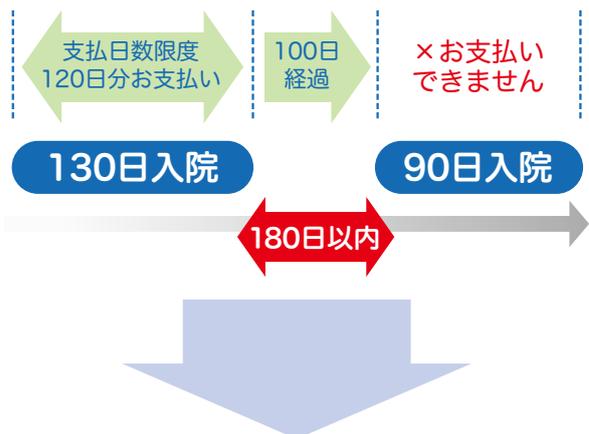
脳梗塞で130日入院し、いったん退院。退院の200日後に、同じ疾病で90日入院したケース



1回目の入院は120日分(1回の入院の支払日数限度が120日のため)、2回目の入院は90日分の入院給付金をお支払いします。

お支払いできない場合

脳梗塞で130日入院し、いったん退院。退院の100日後に、同じ疾病で90日入院したケース



1回目の入院は120日分お支払いしますが、2回目の入院については、1回目との通算により支払日数限度(120日)を超過することとなるので、入院給付金はお支払いできません。

事例4

入院給付金のお支払い (検査のための入院)

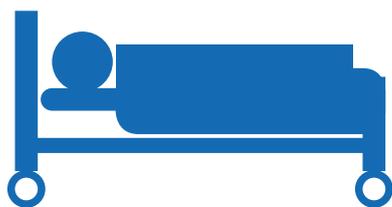
なんらかの身体の異常があったため病院で受診し、治療をするにあたって検査が必要であるとの医師の指示で入院した場合は、「治療を目的とした入院」と判断されるため、入院給付金をお支払いします。

入院給付金は、病気やけがの治療を目的として入院したときにお支払いするため、健康診断や人間ドックなどを目的として入院したときにはお支払いできません。

新団体医療保険の例

お支払いする場合

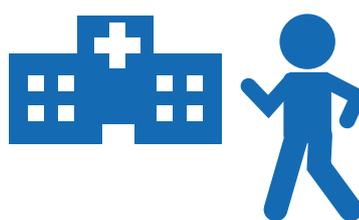
血便が出たため病院で受診したところ、医師より「原因を調べるため検査が必要です」と言われ、検査目的で入院したケース



『血便』という、**身体の異常をきっかけとした医師の指示による検査入院**であるため、病気に対する治療の一環として、入院給付金をお支払いします。

お支払いできない場合

定期的な健康診断目的で人間ドックを受けるためだけに入院したケース



病気やけがの**治療を目的としない人間ドック検査目的の入院**のため、入院給付金はお支払いできません。

ご注意

「入院」とは、約款で規定する医師などによる治療などが必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

「病院または診療所」とは、約款で規定する医療法に定める日本国内にある病院または診療所など（または、同等の日本国外にある医療施設）のことです。

新団体医療保険 手術給付金のお支払い

手術給付金	支払事由	公的医療保険制度の手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療(※)に該当する手術を受けたとき
	支払額	・入院中に受けた手術のとき (入院給付金日額)×20 ・外来(入院中以外)で受けた手術のとき (入院給付金日額)×5
放射線治療給付金	支払事由	公的医療保険制度の放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けたとき
	支払額	(入院給付金日額)×10

ご注意

●美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは「病気やけがの治療を直接の目的とする手術」に該当しないため、公的医療保険制度の手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、手術給付金の支払対象となりません。

●放射線治療給付金は、60日の間に1回の支払いを限度とします。

●公的医療保険制度・先進医療の対象であっても支払対象外の下記の手術があります。

1) 公的医療保険制度に該当するが、支払対象外の手術

- ア) 創傷処理
- イ) 皮膚切開術
- ウ) デブリードマン
- エ) 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- オ) 抜歯手術
- カ) 鼻腔粘膜焼灼術(下甲介粘膜焼灼術を含みます。)

2) 先進医療に該当するが、支払対象外の手術

- ア) 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
- イ) 1)のア)からカ)までに該当するもの

なお、「診断および検査を主目的とした診療行為」および「輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為」は、手術給付金の支払対象から除きます。

3) 公的医療保険制度に該当しないため、支払対象外の手術の例

レーザー

※「先進医療」とは、手術を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいいます。

高度障害保険金のお支払い (障がい状態と「回復の見込み」)

高度障害保険金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつその障がいについて症状が固定し、回復の見込みのないことがお支払いの要件となります。

高度障害保険金の支払対象となる障がい状態は、「(身体の部位を) 失った」、「機能または用を全く永久に失った」などいずれも回復の見込みがない状態であり、回復の見込みのある場合は保険金をお支払いできません。診断書をご用意いただく前に、回復の見込みについて主治医にご確認ください。

◆当社所定の高度障害状態 (次の1～8のいずれかに該当し、かつ回復の見込みのない場合)

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系・精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1 両眼の視力を全く永久に失ったもの

- 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力(眼鏡などを装着した視力)について測定します。
- 「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- 視野狭さく(視野が狭くなる)および眼瞼(まぶた)下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

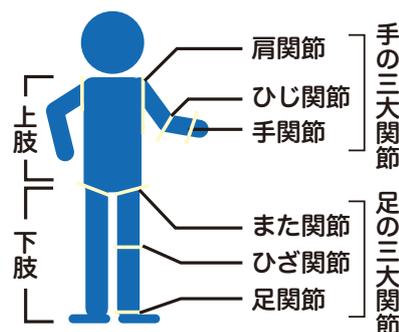
- 語音構成機能障害で口唇音・歯舌音・口蓋音・こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- 声帯全部の摘出により発音が不能な場合
- 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3 終身常に介護を要するもの

- 「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。いわゆる寝たきり状態またはこれに近い状態を指します。

4 上・下肢の用を全く永久に失ったもの

- 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢におけるそれぞれの3大関節(上肢においては肩関節・ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節・ひざ関節および足関節)の完全強直(各関節が完全に固まってしまい、形態(角度)を変えることができない状態)で回復の見込みのない場合をいいます。



〈高度障害保険金をお支払いできない場合〉

- 高度障害保険金のお支払いにあたっては、症状（障がい状態）について「回復の見込みがなく症状が固定した」と医師によって診断されることを要しますので、回復の見込みがある（リハビリにより当初の障がい状態が改善される可能性がある）場合などは所定の高度障害状態には該当しません。
- 加入日前または復活日前にすでに生じていた傷害または疾病を原因とする場合は、高度障害保険金によるお支払いの対象とはなりません。
- 支払対象となる約款所定の高度障害状態は、以下のこととは必ずしも一致しません。
 - ・身体障害者福祉法に定める障がい状態
 - ・公的介護保険制度による要介護認定
 - ・障がいにより就業が不可能となり収入が得られなくなること

団体定期保険の例

お支払いする場合

自動車事故により傷害を負い、両眼の視力を全く永久に失ったケース（きょう正視力が0.02以下になって回復の見込みなし）



約款に定める高度障害状態に該当するため、高度障害保険金をお支払いします。

お支払いできない場合

糖尿病性網膜症できょう正視力が左右とも0.02以下となったが、回復の見込みがあつて治療を続けているケース



「両眼の視力を全く永久に失った」（回復の見込みのない）状態に該当しないため、高度障害保険金はお支払いできません。

団体信用生命保険 3大疾病保険金のお支払い

団体信用生命保険 3大疾病保障特約の例

3大疾病保険金は、悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中に罹患し、支払事由に該当する場合に、支払われます。

お支払いする場合

突然、左半身麻ひが出現し、病院で頭部のCT検査の結果「脳梗塞」と診断され、初めて治療を行った。
さらにその日から60日以上、麻ひの後遺症が継続したと医師によって診断されたケース



脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から、60日以上麻ひの後遺症が継続しているため、3大疾病保険金をお支払いします。

お支払いできない場合

突然胸痛により、救急車で病院へ搬送され、「急性心筋梗塞」と診断された。
経過が良好で、所定の手術を受けることなく、2週間で退院し、その後10日間の自宅療養の後、職場復帰をし、労働の制限を必要としなかったケース



急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から、60日未満で労働の制限を必要としなくなったため、また、手術を受けることもなかったため、3大疾病保険金はお支払いできません。

団体信用生命保険3大疾病保険金の支払事由

◆悪性新生物(がん)

被保険者が保険期間中に、所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)。ただし、以下の場合には、保険金はお支払いできません。

- ・責任開始日前に所定の悪性新生物と診断確定されていた場合
- ・責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合
- ・責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移などと認められる場合

◆急性心筋梗塞

被保険者が保険期間中に、責任開始日以後の疾病を原因として、所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき、または急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として病院または診療所において所定の手術を受けた時(団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保険金の支払に関する特約が付加されている場合)

◆脳卒中

被保険者が保険期間中に、責任開始日以後の疾病を原因として、所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい、運動失調、麻ひなどの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、または脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として病院または診療所において所定の手術を受けた時(団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保険金の支払に関する特約が付加されている場合)

※新団体医療保険の3大疾病給付金とは支払事由が異なります。

災害保険金のお支払い (被保険者の重大な過失による免責)

被保険者の重大な過失によって被保険者が亡くなられたときは、災害保険金の免責事由にあたるため、支払事由に該当していても、災害保険金はお支払いできません。

「重大な過失」とは、著しい不注意をいいます。重大な過失については、客観的・一般的な角度から著しい不注意にあたるか否か、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮し、慎重に判定します。

災害保険金の免責事由

- 1 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 2 受取人の故意または重大な過失によるとき。
- 3 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 4 被保険者の精神障がいの原因とする事故によるとき。
- 5 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- 6 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- 7 被保険者が法令の定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- 8 地震、噴火または津波によるとき。
- 9 戦争その他の変乱によるとき。

ご注意

災害保険金の免責事由に該当する場合でも、死亡保険金の免責事由に該当しないときは、死亡保険金はお支払いの対象になります。

団体定期保険災害保障特約の例

お支払いする場合

被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し亡
なられたケース
(被保険者の軽過失に該当する場合)



運転中に居眠りをしてしまった行為は、重大な過失とはいえないため災害保険金をお支払いします。

お支払いできない場合

被保険者が、危険であることを認識できる状
況で、高速道路を逆走して対向車と衝突し、
亡なられたケース



被保険者に重大な過失があるため、災害保険金はお支払いできません。

保険金・給付金のお支払い (告知義務違反による解除)

契約・復活および被保険者の加入の際には、現在の健康状態などについて正確に告知していただく必要があります。(告知義務)

ご加入などの際、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合には、責任開始日（復活の場合は復活日）から1年（団体信用生命保険は2年、以下同様）以内であれば保険契約または保険契約の当該被保険者にかかる部分が解除となり、保険金などのお支払いができません。なお責任開始日から1年を経過していても、1年以内に保険金などの支払事由が発生していた場合には、保険契約または保険契約の当該被保険者にかかる部分を解除することがあります。

ただし保険金などの支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険金などをお支払いします。

団体定期保険の例

お支払いする場合

ご契約加入前の高血圧での通院について、**告知書で正しく告知し**、ご加入から半年後に高血圧と因果関係のある脳卒中で亡くなられたケース



ご加入に際して、告知義務違反がないため、死亡保険金をお支払いします。

お支払いできない場合

「慢性C型肝炎」で通院中であることについて、**告知書で正しく告知せず**に加入し、その半年後に「慢性C型肝炎」と因果関係のある「肝臓がん」で亡くなられたケース



告知義務違反により解除となり、死亡保険金はお支払いできません。